

別表 補助率および助成限度額

区 分		地区景観づくり協定 認定地区		景観形成地域 (温泉街、冬の景観地 域、農村集落)		備 考
		補助率	限度額	補助率	限度額	
建築物	外観整備	1 / 3	100 万円	1 / 3	50 万円	建物本体の外壁（板張り等への改修） 屋根（切り妻等改修・新築の場合）
	色彩の変更	1 / 3	30 万円	1 / 3	30 万円	屋根及び外壁の概ね 1/4 以上の変更又は、5 m ² 以上色彩の変更
工作物等	看板、暖簾の設置、門、塀等の 修景、不要な看板の撤去	1 / 2	20 万円	1 / 2	10 万円	
	石垣の改修	1 / 2	50 万円	1 / 2	30 万円	石垣の修復など
	自動販売機の修景	1 / 2	10 万円	1 / 2	5 万円	
	空調及び給排水施設等の設備の 修景	1 / 2	5 万円	1 / 2	3 万円	
	植栽及び半公共空間の整備	1 / 2	10 万円	1 / 2	5 万円	ベンチ設置等も含む
廃屋等の解 体撤去	廃屋等の解体撤去	1 / 3	50 万円	1 / 3	30 万円	新築・改築等で解体撤去する場合は含まない
地区で取組 む事業	地区で統一して設置する工作物 の整備	2 / 3	20 万円	2 / 3	10 万円	ディスプレイ用の工作物やベンチなど統一して整備するもの
	街灯の改修（修繕など）	1 / 3	50 万円	1 / 3	30 万円	外灯組合や地区に対する補助
	集会所の外観整備	1 / 3	50 万円	1 / 3	30 万円	地区に対する補助（他の補助金等と重複交付は行わない。）
	外湯・集会所等周辺の半公共空 間の整備	1 / 2	20 万円	1 / 2	10 万円	地区や湯仲間により周辺の整備計画を行うもの 花の植栽等については3年間を限度とする
地区景観づ くり協議会 活動	協議会による会議費、調査費、 研究・研修費、イベント等での 景観整備活動費、初動期の各種 支援等	全額	20 万円	—	—	年2回、3年間を限度とする

